小規模個人再生による再生計画認可

平成２７年（再イ）第５２４号

大阪府寝屋川市香里南之町15番16－215号
再生債務者　谷　義雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月10日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第１２号

三重県鈴鹿市東磯山２丁目10番12号　ダスエターゲンハウスパルトⅢ103
再生債務者　川崎　広明
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成28年３月９日　津地方裁判所再生係

平成２７年（再イ）第１号

島根県鹿足郡吉賀町七日市882番地　サンハイツよしか　Ｂ203
再生債務者　新宅　康二
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成28年３月10日　松江地方裁判所益田支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第１２号

千葉県市原市飯沼172番地
再生債務者　森重　孝志
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月29日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月12日から平成28年４月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（再ロ）第４号

神奈川県平塚市山下598番地の９
再生債務者　鈴木　和寛
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年３月31日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月14日から平成28年４月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１８号

神奈川県綾瀬市寺尾台２丁目30番25号　スカイピレッジ201
再生債務者　松下　夏子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年３月25日まで
平成28年３月11日
横浜地方裁判所第３民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。
効力発生日は平成二十八年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十八年二月二十九日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　http://www.oline.co.jp/
(乙)　http://www.feat-web.jp/
平成二十八年三月二十二日
岩手県下閉伊郡山田町飯岡第五地割二五番地一七
(甲)　奥井建設株式会社
代表取締役　鈴木　勝浩
東京都足立区梅田五丁目二四番四号一Ｆ
(乙)　株式会社フィート
代表取締役　小池　和明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。
甲の株主総会の承認決議は、平成二十八年四月二十五日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年七月二十一日
掲載頁　六十五頁（号外第一六三号）
(乙)　計算書類の公告義務はありません。
平成二十八年三月二十二日
栃木県下都賀郡壬生町おもちゃのまち二丁目二一番一八号　(甲)　司不動産株式会社
代表取締役　富山幹太郎
東京都葛飾区立石七丁目九番一〇号
(乙)　有限会社トミーインシュアランス
代表取締役　嶋田　修

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年四月十日
掲載頁　八十八頁（号外第八十三号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年四月十日
掲載頁　八十五頁（号外第八十三号）
平成二十八年三月二十二日
東京都品川区北品川六丁目七番二九号
(甲)　スリーエムジャパンプロダクツ株式会社
代表取締役　三村　浩一
千葉県東金市二之袋七一九番地三
(乙)　株式会社アクト
代表取締役　吉田　優

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　http://voyagegroup.com/company/finance/
(乙)　http://voyagegroup.com/company/finance/
平成二十八年三月二十二日
東京都渋谷区神泉町八番一六号渋谷ファーストプレイス八階
(甲)　株式会社Ｚｕｃｋｓ
代表取締役　西園　正志
東京都渋谷区神泉町八番一六号渋谷ファーストプレイス八階
(乙)　株式会社ソーシャランド
代表取締役　矢澤　修

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散するにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年三月十日
掲載頁　四十二頁（号外第五十四号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年三月十五日
掲載頁　六十二頁（号外第五十七号）
(丙)　計算書類の公告義務はありません。
(丁)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年三月八日
掲載頁　六十頁（号外第五十二号）
(戊)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年三月九日
掲載頁　五十七頁（号外第五十三号）
平成二十八年三月二十二日
東京都港区東麻布三丁目一番二号
(甲)　株式会社ＯＯＲＯＮＧ－ＳＨＡ
代表取締役　小林　武史
東京都港区東麻布三丁目一番二号
(乙)　株式会社ＴＯＣＨＵ－ＳＨＡ
代表取締役　小林　武史
東京都港区東麻布三丁目一番二号
(丙)　有限会社途中舎
取締役　小林　武史
東京都港区東麻布三丁目一番二号
(丁)　株式会社烏龍舎音楽出版
代表取締役　小林　武史
東京都港区麻布永坂町一番地麻布パークサイドビル三〇四
(戊)　株式会社Ｅａｓｔ　Ｇａｔｅ　ｃｏｃｏｏｎ
代表取締役　小林　武史